



# プロジェクターレンタル利用規約

## 第1条 (総則)

1. この利用規約は、株式会社ユニティ（以下「当社」）とレンタルサービスを利用されるお客様（以下「お客様」）との間で締結される賃貸借契約（以下「レンタル契約」）に適用されるものとします。お客様は、別途書面による契約がない限り、本規約に従うことを承諾するものとします。
2. 当社は、必要に応じて本規約を変更できるものとします。変更後の利用規約は、変更後に成立したレンタル契約に適用されるものとします。お客様は、予めこれに同意するものとします。

## 第2条 (契約の成立)

1. 当社は、お客様から本申込用紙を書面でいただいた時点で仮契約とし、当社より発行した請書に対して、ご捺印、ご返送頂いた時点でレンタル契約が成立するものとします。
2. 本取引の開始後、お客様の都合により本取引を中止する場合、お客様にキャンセル料金を請求できるものとします。

## 第3条 (商品の貸出)

1. 当社は、お客様に対し、当社が発行する見積書に記載されたレンタル商品（以下「商品」）を貸し出し、お客様はこれを借り受けるものとします。
2. ただし、過去に利用上の問題があった場合や、返却前の追加利用、その他当社が注文取消しを適切と判断した場合には、申し込みを破棄できるものとします。
3. 当社は、必要に応じてお客様に対し、本人確認（電話確認や身分証の提示など）を依頼できるものとします。

## 第4条 (レンタル期間)

1. レンタル期間は、当社が発行する見積書に記載された期間となります。
2. 本規約に基づくレンタル契約は、特段の事情がない限り、機材返却後当社にて動作確認が完了するまで解除または終了できないものとします。

## 第5条 (レンタル料金、キャンセル料金)

1. お支払いは当社指定口座への銀行振込とし、お振込手数料はお客様のご負担いただくものとします。
2. お客様は当社が請求書を発行後、遅滞なく指定期日までに振り込みをするものとします。
3. 支払い期日は、契約が履行された翌月末とします。
4. 当社の責任による故障や不具合を除き、機器を使用しない場合もレンタル料金は発生するものとします。
5. 発送前のキャンセルの場合、土日祝日を除く到着希望日から3営業日前から発生するものとします。

(1)到着希望日より1営業日前：各商品レンタル料70%

(2)到着希望日より2営業日前：各商品レンタル料50%

(3)実施日より3営業日前：各商品レンタル料30%

(4)発送済みの場合は、営業日に関係なく各商品レンタル料100%+送料全額

#### 第6条（商品の引渡し）

1. お客様は、商品受領後、速やかにその状態を確認し、瑕疵があれば3営業日以内に当社に通知するものとします。
2. この通知がなされなかった場合、商品は正常な性能を備えた状態で引き渡されたものとみなします。

#### 第7条（担保責任）

当社は、引渡し時に商品がメーカーの動作保証範囲内にて正常に作動することを担保します

#### 第8条（担保責任の範囲）

1. 商品の瑕疵については、当社は、お客様の主張如何にかかわらず、事前に定める以外の責任を一切負わないものとします。
2. レンタル契約に関し、当社がお客様に対して負担する損害賠償責任その他の責任は、お客様の主張如何にかかわらず、当該レンタル契約においてお客様から当社に支払われたレンタル料金の額を上限とします。

#### 第9条（商品の使用、保管）

1. お客様は商品を善良な管理者の注意をもって使用中保管します。また、商品に要する消耗品及び費用に関しては、お客様が負担するものとします。
2. お客様は商品をその本来の使用目的以外に使用できないものとします。
3. お客様が商品の譲渡、転貸、質入及び担保への供与することを禁じるものとします。
4. お客様が商品の分解、修理、調整、改造、汚染などをすることを禁じるものとします。

#### 第10条（商品の使用管理義務違反）

1. 商品がお客様の責による事由に基づき紛失、損傷した場合、又はお客様が当社の商品に対する所有権を侵害した場合には、お客様は当社に対して紛失した商品の購入代金、損傷した商品の修理代金又は所有権の侵害によって当社が被った一切の損害額を弁済するものとします。
2. レンタル期間中にお客様が商品自体またはその設置、保管、使用等によって第三者に与えた損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第11条（レンタル期間の延長）

1. お客様から延長期間を定めて、手順手段追加 期間延長の申し出があった場合は、当社はこの申し出を承諾します。ただし当社都合により日程調整が出来ない場合、延長を断ることができるものとします。
2. 延長期間のレンタル料に関しては、30日未満の場合においても、当社は、1台につき30日分を請

求するものとします。

#### 第 12 条（商品の損害金）

1. お客様が当社に商品の返却をなすべき場合において、遅延したときは、お客様はその期日の翌日から返却の完了日までの遅延損害金を当社に支払います。この場合、遅延期間 1 日あたりの損害金は、1 商品あたり 550 円（税込）とします。
2. 商品受領後、3 営業日以降の故障について、お客様は商品の損害金として修理代金を当社に支払います。
3. レンタル期間中の商品紛失については、お客様の過失の有無を問わず、当社は損害金として商品代金を請求するものとします。

#### 第 13 条（商品の配送）

お客様は当社の指定する配送業者が商品を配送することを承諾するものとします。

当社の責めに帰すことのできない事由による配送の遅延（天災、事故、渋滞等）については、当社はお客様に対して一切の責任を負わないものとします。

#### 第 14 条（私物）

1. お客様は、返却にあたりレンタル商品以外の物を入れないように十分注意するものとします。
2. 前項の同梱品がお客様の私物か否かにかかわらず、当社は補償等につき責任を負わないものとし、お客様が一切の責任を負うものとします。

#### 第 15 条（契約の解除）

お客様が次の各号の一にでも該当した場合は、当社は催告、通知なくこの契約を解除することができます。この場合、当社は債権の確保および商品の保全等に要した費用を請求できるものとします。

- (1)お客様が破産、民事再生法、会社更生、整理等の申立をなし又は受けたとき。
- (2)お客様が事業の休廃止、解散したとき、その他信用を喪失したとき。
- (3)故意または重大な過失により、物件に修理不能の損害を与えまたは滅失したとき。
- (4)暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力団、その他の反社会的勢力対し、過去を含め、取引等の関わりがある場合。
- (5)刑罰法規その他法令に違反する行為及びそのおそれのある行為、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求、その他の反社会的活動を行っていること、及びそれらを過去に行っている場合。
- (6)その他本契約の各条項の一にでも違反したとき。

当社は、解約日迄がレンタル期間の 30 日を超えない場合、レンタル価格表に基づき 1 ヶ月分のレンタル料および必要経費を請求できるものとします。またレンタル期間の 30 日を超える場合は、第 11 条に沿った遅延損害金含む金額を損害賠償金として直ちに請求できるものとします。

**第 16 条（管轄裁判所）**

本取引に関連して万が一紛争が生じ、訴訟の必要が生じた場合は、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするものとします。

**第 17 条（協議事項）**

本規約に定めのない事情が生じた場合、当社とお客様との間で協議し、誠実に処理するものとします。

**第 18 条（付則）**

本レンタル約款は、2024 年 10 月 23 日以降に締結される請書を当社が受け取った時期から適用されます。

2024 年 10 月 23 日制定